健感発 0501 第１号
令和５年５月１日

各 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（　公　印　省　略　）

死亡者数及び超過死亡の迅速把握に係る取組について

平素より、感染症対策行政に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の死亡者数については、これまで、「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和２年６月 18 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づいて、都道府県等において公表及び報告いただいていたところです。

COVID-19 の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置付け変更後は、「新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後に備えた患者の発生動向等の把握の準備について（依頼）」（令和５年３月２日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知健感発 0302 第１号。令和５年４月 27 日最終改正）においてお示ししているとおり、保健所における COVID-19 に罹患した死亡者の数を把握する取組が終了することから、COVID-19 による死亡数の推移の把握は人口動態統計が基本となりますが、迅速に死亡数の動態を把握することは重要であることから、当面、COVID-19 に対する重層的なサーベイランスの一環として、調査にご協力いただける保健所設置市及び特別区の保健所（以下「超過死亡調査協力保健所」という。）から COVID-19 感染の有無を問わない総死亡数を定期的にご報告いただくことで、超過死亡の推移を把握する取組を開始することとします。

つきましては、超過死亡調査協力保健所におかれましては、別添「令和５年度死亡者数迅速把握実施要領」に基づいて、死亡数の報告に御協力いただきますようお願い致します。また、都道府県におかれましては、本取組の実施について御了知いただきますようお願い致します。

なお、この取組は、厚生労働省による取組として実施するものであり、厚生労働行政推進調査事業費補助金　新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「医療デジタルトランスフォーメーション時代の重層的な感染症サーベイランス体制の整備に向けた研究」（研究代表者：鈴木 基（国立感染症研究所））において実施します。なお、超過死亡調査協力保健所が、本取組のために人口動態調査死亡小票を利用することについては、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 32 条の規定に基づく二次利用の承認を受けていることを申し添えます。